

b 避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とする場合

新たな借家と本件事故発生時点の借家との家賃差額相当額（8年分）及び新たに入居するための礼金等相当額として、1人世帯の場合162万円（世帯人数が一人増えるごとに61万円を加算）

（8）被告は、中間指針第四次追補を踏まえ、平成26年3月26日付けプレスリリースにより、避難指示解除後の相当期間に係る精神的損害の賠償について、以下のとおり、賠償を実施することを公表した。（乙B28、乙B66）

ア 対象者

居住制限区域又は避難指示解除準備区域（いずれの区域もa c町及びa b町を除く。）のうち、避難指示が解除された区域内に生活の本拠があった者

イ 対象となる損害

避難生活等による精神的損害

ウ 対象期間

避難指示の解除から相当期間（1年間）

エ 賠償金額

120万円

（9）被告は、平成27年8月26日、本件事故発生当時における生活の本拠が避難指示解除準備区域及び居住制限区域（a c町及びa b町を除く。）内にあった者について、早期に避難指示が解除された場合においても、本件事故発生から6年後（平成29年3月）に避難指示が解除される場合と同等の精神的損害の賠償を行うために、賠償対象期間を、本件事故発生後6年に相当期間1年を加えた平成30年3月までと見直した。（甲A285）

（10）被告が公表した賠償基準によれば、精神的損害に係る賠償額は、本件事故発生当時に生活の本拠があった以下の地域などに応じて、おおむね、以下のとおりとなる。

ア 帰還困難区域又はa c町若しくはa b町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域

（1）平成23年3月1日から平成24年5月まで月額10万円（平成23年3月分は1か月分として計算）の15か月分150万円

（2）平成24年6月から平成29年5月まで5年分600万円

（3）中間指針第四次追補に基づく700万円の合計1450万円

イ 居住制限区域又は避難指示解除準備区域（a c町、a b町を除く。）

平成23年3月1日から平成30年3月31日まで85か月分850万円

ウ 緊急時避難準備区域

避難の有無を問わず、平成23年3月1日から平成24年8月31日まで月額10万円の18か月分180万円

平成24年9月1日時点で高校生以下であった者に対しては、これに加えて、平成24年9月から平成25年3月31日まで月額5万円の7か月分35万円を追加賠償

エ 要介護状態等の事情がある者など

本件事故発生以降において、（1）日常生活を送るのに介護等が必要とされる要介護状態等の事情がある者で、避難生活等の負担が大きいと認められるもの及び（2）日常生活を送るに当たり恒常的に介護が必要な者を介護している者で、避難生活等において負担が大きいと認められるものの精神的損害については、月額の賠償額が増額される。

オ 18歳以下の者及び妊娠していた者

避難等対象者であっても、期間中（（1）平成23年4月23日～同年12月31日、（2）平成24年1月1日～同年8月31日）に避難等対象区域又は自主的避難等対象区域内に避難又は滞在していた18歳以下の者及び妊娠していた者については、自主的避難対象者に係る賠償と同様の賠償がされる。

（11）被告は、原告らに対し、別紙6「原告基本情報等」「第3表」の「既払金」・「被告主張額」欄記載の賠償をした。

第3節 財物損害

第1款 総論

1 財物の交換価値による賠償

（1）前記第1節1記載のとおり、原賠法3条1項は、民法上の不法行為責任に関する特則であるところ、同項に基づく損害賠償請求権の法的性質は不法行為に基づくものと異なるから、同項の規定による物の滅失毀損に対する損害（財物損害）に係る賠償の金額を定めるに当たっても、民法上の不法行為責任と同様に算定すべきである。

（2）そして、不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであるところ（最高裁昭和63年（オ）第1749号平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号3039頁参照）、不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、その物の交換価格によって定めるべきであり、特段の事情のない限り、それは滅失毀損当時の交換価格によるべきで、その物の価額がその後騰貴したときは、不法行為がなかったならば転売その他の方法によりその騰貴した価額に相当する利益を確実に取得することができる特別の事情があることを不法行為の当時に予見し、又は予見し得た場合に限り、これに相当する損害の賠償を請求することができるものというべきである（最高裁昭和28年（オ）第849号同32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁、大審院大正12年（オ）第398号、第521号同15年5月22日民刑連合部中間判決・民集386頁（いわゆるi p丸事件）参照）。

（3）本件訴訟では、上記のいわゆるi p丸事件におけるような特段の事情が主張されているわけではないから、財物賠償については、前掲昭和32年最高裁判決により、本件事故発生当時の対象物の交換価格に基づき、本件事故がなければあったであろう価格と、本件事故により滅失毀損した当該物の価格との差額をもって損害賠償の金額を認定するのが相当であり、これによって被った損害に等しい金銭賠償が得られることになる。

2 原告らの主張の検討

これに関し、原告らは、本件事故発生前から、「個人が自らの意思選択の過程として、故郷としての地域において、居住、生業を保持するために保有、形成した有機的一体となった財物の集合」を有しており、その人格的生存の基盤を再建するに足る財物集合を自己の意思で選び得る状態との差をもって損害とすべきであるなどと主張し、より具体的には、居住用不動産

産及び家財道具の再取得価格の賠償を求めているところ、仮に、個々の対象物（あるいはその集合物）について、当該物の交換価格を超える賠償をすれば、被害者は、当該物につき被った損害を超える賠償を得ることになり、かえって被害者が被った不利益を補填して不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする不法行為法の理念に反することになる。

もっとも、確かに本件事故はその影響の広範性や持続性等において特殊性を有しているものといわざるを得ず、殊に避難が長期化するなどして避難先又は移住先で住宅を確保する必要が生じたり、帰還することができたとしても住宅の建替えをする必要が生じたりすることは十分にあり得るところ、被害者保護の見地から、その特殊性に応じて財物の交換価値を超える金額につき何らかの賠償をすべき場合があるとしても、それは、どのような損害が本件事故に係る損害賠償を要する範囲に含まれることになるかという問題（原賠法3条1項に即していえば、どのような「原子力損害」が「当該原子炉の運転等」と相当因果関係を有する損害に当たるかという問題）として検討されるべきであって、原告らの上記主張を考慮しても、物の滅失毀損に対する損害賠償の金額に係る前掲最高裁判決の判旨を変更する理由にはならない。

3 小括

したがって、以下では、前記1の考え方を前提として検討を進める。

第2款 居住用不動産に係る財物損害

1 本件事故によって居住用不動産に生じた被害について

(1) 原賠法3条1項に基づいて賠償されるべき「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」を指すところ（原賠法2条2項）、本件事故及びこれによる放射性物質の放出・拡散に伴う避難指示等により、居住用不動産に放射性物質が付着したことや、避難指示等の対象区域に所在する居住用不動産の管理が不能又は著しく困難になったことなどにより、居住用不動産の交換価値が喪失し、又は減少したときは、当該不動産に係る交換価値の喪失分、減少分が損害となる。

(2) このように、居住用不動産に生じた被害については、放射性物質の付着等という側面と、一定期間にわたる管理不能等という側面があるところ、前者に着目すれば、居住用不動産が避難指示等の対象区域に所在するかどうか、あるいは、その避難指示等に係る種類の差異にかかわらず、実際にその居住用不動産にどれだけの放射性物質が付着したのかによって損害の有無やその額を決することも理念上は可能であるが、本件訴訟では、個々の不動産についてそのような主張立証がされているわけではないから、居住用不動産に生じた被害については、主に後者に着目して、放射線量の違いによって区別されている避難指示等の有無や、その種類、性質に基づいて類型的に判断するほかないものといえる。

2 被告の賠償基準等について

(1) そこで検討するに、前記第1款記載のとおり、本件事故による原告らの居住用不動産に係る財物損害については、滅失毀損当時（すなわち、本件事故発生当時）の交換価値によって損害賠償額を定めるべきであり、具体的には、本件事故発生当時における交換価値から残存価格を控除した残額を損害賠償額と認めるべきであるところ、この点に関する被告の賠償基準等の取扱いは、次のとおりである。

(2) 居住用不動産の評価について、前記第2節の認定事実（以下「認定事実」という）第7款2(4)ア(ア)と平成26年12月3日付け被告準備書面(10)の別紙〈1〉・85頁とを照らし合わせると、〈1〉居住用土地につき固定資産評価額が時価の7割に当たると見て同評価額に1.43を乗じて計算する定型評価と、専門家の現地調査等による現地評価を、〈2〉居住用建物につき固定資産評価額に一定の補正係数を乗じて計算する定型評価と、契約書等の書類による個別評価、専門家の現地調査等による現地評価をそれぞれ用意し、損害賠償請求者が現地評価を選択すれば、これに基づいた時価相当額を賠償し、現地評価を選択しない場合には、定型評価と個別評価のうちいずれか高い方の時価相当額を賠償することとしており、帰還困難区域内の居住用不動産については、本件事故によって、交換価値が100%減少したものとし、他方、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の居住用不動産については、避難指示解除までの時期等を考慮して、6年の使用不能によって交換価値が100%減少し、6年に満たない場合には、その期間割合の分だけ交換価値が減少したものと評価することとしている（なお、本件訴訟に関連する部分では、前提事実11(9)及び(10)のとおり、a a町において居住制限区域及び避難指示解除準備区域内に係る避難指示が解除されたのは平成29年3月31日午前零時であり、a d町においてこれらが解除されたのは同年4月1日午前零時であって、いずれも本件事故発生時点から6年が経過している。)

また、借地権の賠償については、定型評価と、現地評価を用意しているが（別紙〈1〉・85頁）、この定型評価とは、借地権を保有している場合、その対象となる宅地の時価相当額の20%をその時価相当額とするものであり（別紙〈1〉・100頁）、これは、相続税等の課税に当たっての国税庁の財産評価基準（乙B73）等に照らし、少なくとも「借地権の設定に際しその設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払うなど借地権の取引慣行があると認められる地域以外の地域」（乙B74及び弁論の全趣旨によれば、本件訴訟において借地権の主張をしている原告らについては、本件事故発生当時、この「借地権の取引慣行があると認められる地域以外の地域」に居住していたものと認めることができる。）に関しては、損害賠償請求者（被害者）側に有利な取扱いとなっている。

(3) このような前記(2)の評価方法は、それぞれの理由に応じて合理的であると認めることができる。

3 原告らの主張の検討

(1) 交換価値の賠償について

ア これに対し、原告らは、その多くがe f地域から福島県内の都市部に新たな転居先を求める高度の蓋然性があるところ、e f地域の宅地単価は福島県都市部と比べて著しく低廉であることから、交換価値によって損害賠償額を認めると、原告らは、事実上、転居先で居住用不動産を購入することができず、転居を諦めざるを得ないことになると主張する。

イ これについては、確かに、不法行為法の理念としては、対象物の交換価値（時価相当額）に相当する金銭の支払をもって賠償が完了するといえるものの、原告らが指摘するとおり、現実にもその先のことを考えれば、通常は、その賠償金をもって市場から代替物を購入するなどして対象物と同種同等の物品を所持することができる状況が想定されていると考えられるところ、本件事故に係る影響の広範性や持続性等という特殊性に照らすと、原告らが近傍同種地で従前の居住用不動産と同等の住宅を入手することを期待することが困難な事態が生じているものといわざるを得ない。

そして、原告らの中には、避難生活が長期化する中で、様々な事情から移住している者（ここで「移住」とは、長期避難の趣旨も含む。）も少なくないところ、原告らが従前に居住していた住宅については築年数がある程度経過していることなど

から、本件事故発生当時の時価相当額が低額となる場合があり、また、従前の住所地と比較すると宅地単価の高い地域に移住している原告も多く、このような場合、本件事故発生当時の時価相当額によって定められた住宅、宅地及び借地権に係る賠償金を充てるだけでは、移住先において新たな居住用不動産を取得するための費用を賄うことができず、原告らの生活を再建するためには、居住用不動産を再取得するための追加的費用を負担することが必要となる。

なお、原告らの中には、避難指示が解除された後に従前の住所地（本件事故前の居住用不動産）に帰還する者も少なくないところ、従前居住していた住宅は、雨漏り、カビの増殖、動物の侵入などによって著しく汚損している場合があり、このような場合、本件事故発生当時の交換価格によって定められた賠償金を充てるだけでは、著しく汚損した住宅の修繕等（建替えを含む。）のための費用を賄うことができないから、原告らの生活を再建するために、その修繕等のための追加的費用を負担することが必要となることは、移住の場合と同様である。

ウ もっとも、この問題については、前記第1款記載のとおり、どのような損害が本件事故に係る損害賠償を要する範囲に含まれることになるかという見地から検討すべきであるところ、この点につき、被告は、中間指針第四次追補を踏まえ、移住を余儀なくされた区域に居住していた者及び同地域以外の地域に居住していたが移住をすることが合理的である者の住居の再取得費用につき、〈1〉宅地・借地権に関しては、「従前の宅地面積（250m²が上限）に宅地単価4万1000円を乗じた額」と「従前の宅地面積（400m²が上限）に従前の宅地単価を乗じた額」との差額を賠償上限金額とし、また、〈2〉住宅に関しては、「新築想定価格と本件事故発生当時の時価相当額との差額の75%」に「本件事故発生当時の時価相当額と賠償金額との差額」を加算した額（移住を余儀なくされた区域以外の地域に居住していたが、移住をすることが合理的である者については、当該額の75%）を賠償上限金額とした上で、実際に負担した新たな住居の再取得費用が支払済みの住宅、宅地及び借地権の賠償額を超過した部分について、賠償上限金額の範囲内で賠償している（具体的な金額については、別紙6「原告基本情報等」第3表の「既払金・不動産・住居確保損害」・「備考」欄記載のとおりである。）。（前記第2節第7款2（7）ア参照）

また、住宅の修繕等のための費用について、被告は、原陪審の公表した中間指針第四次追補を踏まえ、「想定新築価格（従前の住宅と同等の住宅を本件事故発生時点で新築したと想定した場合の工事価格をいう。）と本件事故発生当時の時価相当額との差額の75%」に「本件事故発生当時の時価相当額と賠償金額との差額」を加算した額を賠償上限金額として、実際に発生した修繕等の費用が支払済みの住宅・宅地・借地権の賠償額を超過した部分について、賠償上限金額の範囲内で賠償をしている。（前記第2節第7款2（7）ア参照）。すなわち、被告は、土地、住宅及び借地権の賠償金額と合算すると、従前の住宅の築年数に応じ、想定新築価格の80%～100%（例えば、従前の住宅が木造建築であった場合、築年数が12年のときは95%、築年数が24年のときは90%、築年数が48年以上のときは80%）を賠償上限金額として、原告らが実際に負担した住宅の修繕等の費用を賠償をしている（具体的な金額については、別紙6「原告基本情報等」第3表の「既払金・不動産・住居確保損害」・「備考」欄記載のとおりである）。

そうすると、被告は、他の地域への移住を余儀なくされるなどした原告らや、従前の住所地に帰還する原告らに対し、交換価値の下落による損害の賠償だけでは必ずしも填補されない居住用不動産の使用に係る経済的利益の喪失を填補するために、新たな居住用不動産の再取得のための費用や、帰還に当たって生活基盤を再構築するために負担した修繕等の費用について、「住居確保損害」として、必要かつ相当な金額の支払をしているものと認めるところ、これは、被害者保護の見地に照らし、合理的な措置であるというべきである。

なお、原告らの主張は、個々の原告について現に「住居確保損害」に当たる損害が生じているか否かを問わず（あるいは、「本件事故発生後5年経過時においても、本件事故発生前と同様に使用できる状態にまで回復（具体的には、本件事故発生前の自宅に戻り、毎日そこで生活するようになること）できていない場合」に経済的全損状態にある（前記第2章第3節3（原告らの主張）（2）イ）と主張する一方で、本件事故発生から5年を経過する前に従前の居住用不動産に帰還した原告らもいるにもかかわらず）、居住用不動産の賠償として一律に再取得価格による賠償を求めるものであって、合理的なものであるとはいえない。

エ したがって、前記アの原告らの主張は採用することができない。

なお、原告らは、原告らの移転先は日本全国に及ぶから、借地権割合についても全国平均で考えるべきであるとして、借地権割合を土地の再取得価格の6割とすべきと主張するが、前記第1款記載のとおり、本件事故による居住用不動産に係る財産損害については、本件事故発生当時の交換価格によって損害賠償額を定めるべきであるところ、その交換価値を算定するに当たっては、当該不動産が存在した地域における取引の実情等に照らして借地権割合を定めることになるから、原告らの上記主張も採用することができない。

（2）住居確保損害の賠償について

ア これに対し、原告らは、被告による住居確保損害の賠償について、生活再建そして原状回復に必要な適正額に満たない不十分なものであるとして、〈1〉居住用土地に関しては、福島県都市部の宅地単価を基礎として、従前の土地と同じ面積（500m²以上の土地に居住していた原告らについては500m²）の土地を再取得できるだけの賠償がされるべきであると主張し、また、〈2〉居住用建物に関しては、少なくとも、フラット35の利用者の平均建築価格（全国、甲A33）の賠償がされるべきであると主張する。

イ しかしながら、避難指示が解除された後に従前の住所地に帰還した原告らもいるところ、このような原告らに対しては、雨漏り、カビの増殖、動物の侵入などによって著しく汚損した居住用建物の修繕等のための費用を賠償する必要はあるものの、福島県都市部に居住用土地を取得するための費用を賠償する必要はないことは明らかである。

また、他の地域に移住した原告らの中には、福島県都市部以外の地域に移住した者もいるところ、移住した地域の宅地単価が福島県都市部の宅地単価を下回る場合には、実際に負担した居住用土地の再取得費用が原告らの算定基準によって算定した賠償金額を下回ることもあり、この場合に再取得費用を超えて福島県都市部の宅地単価を基礎とした賠償金額を賠償する必要はない。

ウ 次に、原告らは、福島県都市部の宅地単価を基礎として、従前の居住用土地と同じ面積（500m²以上の土地に居住していた原告らについては500m²）の土地を再取得できるだけの賠償がされるべきであると主張するが、福島県都市部に居住用土地を取得する場合に、取得価格については福島県都市部の宅地単価を基礎とする一方で、取得面積については従前の居住用土地を基礎とするのは、合理性に乏しいものといわざるを得ない。

エ したがって、前記アの原告らの主張は採用することができない。

(3) 借家権等の取扱いについて

ア 原告らは、借家権割合については、建物の再取得価格の3割とし、また、土地の使用借権割合については、土地の再取得価格の3割とすべきであると主張する。

イ しかしながら、被告は、本件事故発生当時に避難指示区域内の借家に居住していた者に対し、住居確保損害として、(1)新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金、(2)新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分を賠償しており(認定事実第7款2(7)イ)、これらの賠償によって、本件事故による借家権の侵害による損害は填補されるものと認めることができる。

ウ したがって、前記アの原告らの主張は採用することができない。

なお、建物所有目的の土地使用借権の侵害による損害は、交換価値の減少ではなく、土地使用に係る経済的利益の喪失であると解されるころ、被告は、本件事故発生当時に避難指示区域内に建物を所有して居住していた者に対し、居住用不動産の交換価値の下落による損害の賠償だけでは必ずしも填補されない居住用不動産の使用に係る経済的利益の喪失を填補するために、従前の居住用不動産の交換価値の下落による損害に加えて、住居確保損害として、帰還する際の修繕等の費用や移住する際の新たな居住用不動産の購入費用のうち、従前の居住用不動産の交換価値の下落分を超える額について、一定の賠償上限金額の範囲内で賠償しており、このような住居確保損害の賠償によって、土地も含めた居住用不動産の使用に係る経済的利益の喪失は填補されるものと認めることができる。

(4) 旧緊急時避難準備区域所在の居住用不動産について

前記2(2)の賠償基準等によると、旧緊急時避難準備区域所在の居住用不動産につき、これを所有する原告らの求める賠償が認められないことになるが、この賠償請求をしている原告番号31-1、同38-1及び同48-1に係る原告らは、それぞれに該当する別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」記載のとおり、いずれも平成27年2月又は7月頃にその居住用不動産に帰還している(ただし、原告番号38-1に係る原告が所有する不動産については、その母である原告番号38-2に係る原告が帰還している。)

これに関し、原告らは、「本件事故発生後5年経過時においても、本件事故発生前と同様に使用できる状態にまで回復(具体的には、本件事故発生前の自宅に戻り、毎日そこで生活できるようになること)できていない場合」に経済的全損状態であると主張しているところ(前記第2章第3節3(原告らの主張)(2)イ)、上記の賠償請求に係る原告らにつき、そもそも同主張に該当すると認めることができず、他に特段の主張立証がない本件では、被告が認めているとおり、修理、補修、清掃費用等の賠償があることは別論として、居住用不動産につき賠償を要する損害が生じていることを認めるに足りる事情はない。

4 小括

(1) 以上によれば、被告による居住用不動産に係る損害の評価方法は合理的であり、本件訴訟において、被告が原告らに係る居住用不動産の賠償額として認めている限度を超える損害が発生していることを認めるに足りる主張立証はないものというべきであるところ、これによれば、本件事故による居住用不動産に係る財物損害の額は、別紙6「原告基本情報等」「第3表」の「財物損害・不動産・建物」・「被告主張額」欄及び「財物損害・不動産・宅地」・「被告主張額」欄記載の金額と認めるのが相当である。

なお、原告らの居住用不動産に係る財物損害の主張に対する認定判断のうち、個別の原告に関する補足説明を要するものは、別紙8「個別の原告に関する認定判断についての補足説明」記載1のとおりである。

(2) そして、被告は、各原告に対し、各原告に係る居住用不動産について、別紙6「原告基本情報等」「第3表」の「既払金・不動産」・「被告主張額」欄記載の金額(ただし、原告番号40-1の原告については、「既払金・不動産」・「原告主張額」欄の金額)を弁済しているから、居住用不動産に係る財物損害の額から弁済額を控除した残額は、別紙3「認容額等目録」の「居住用不動産(既払金控除後)」欄記載の金額となる。

第3款 家財に係る財物損害

1 本件事故によって家財に生じた被害について

(1) 本件事故発生当時において、原告らが居住用不動産に置くなどして所有していた家財についても「原子力損害」が発生することは、前記第2款1と同様であり(ただし、家財については、不動産と異なり、その種類、性質によっては避難指示区域から持ち出して避難先その他の居所で再利用することなども可能である。)、もとより被告もこのことについて争うものではない。

(2) そして、前記第1款記載のとおり、本件事故による原告らの家財に係る財物損害については、滅失毀損当時(すなわち、本件事故発生当時)の交換価値によって損害賠償額を定めるべきであり、具体的には、購入時の代金額から本件事故発生時までの経年や使用による損耗、減価分を控除した価格をもって算定すべきであるところ、本来であれば、個々の家財について本件事故発生当時の交換価値が立証される必要があるはずであるが、家財は大量で多種多様であること、個々の家財の購入価格や購入時期を明らかにする資料が逐一保存されているとは考えにくいこと、避難指示区域の性質等によっては、家財の所在地に立ち入って適切な資料を探索することが難しいことなどに鑑みると、個々の家財について、時価を適切に算定する資料を収集し、本件事故発生当時の交換価値を具体的に立証することは極めて困難な状況にあるものと認められる。

(3) そうすると、家財の滅失毀損という損害の発生は認められるものの、損害の性質上その額を立証することが極めて困難である場合に当たるといふべきであるから、民法248条の規定により、相当な損害額を認定すべきであると考えらる。

2 原告ら指摘の「表V-1世帯の家財所有額 算出結果総括表」について

(1) そこで検討すると、まず、原告らは、損害保険料率算出機構が平成19年11月に発表した「家財の地震被害予測手法に関する研究(その1)家財の所有・設置状況に関する調査」182頁「表V-1世帯の家財所有額 算出結果総括表」(甲A35)を用いて、損害額を算出すべきであると主張する。

(2) しかしながら、前述のとおり、本件事故によって滅失毀損された家財の損害賠償額は、本件事故発生当時の交換価値、具体的には、購入時の代金額から経年・使用による減価分を控除した価格をもって算定すべきであるところ、証拠(甲A35、甲A528~534)によれば、上記調査における「家財所有額」は、世帯が所有する全ての家財に係る再調達価額を推計したものと認められるから、家財の交換価値(購入時の代金額から経年・使用による減価分を控除した価格)を推計し

たものということとはできない。

また、原告らは、一般家財（一品当たりの購入金額が30万円（消費税相当額を含む。）未満の家財）について賠償を請求しているところ、上記調査は、世帯が所有する全ての家財に係る再調達価額を推計したものであって、対象とする家財を一般家財に限定していない。

さらに、本件において、避難指示区域内の住宅に残置され、そのまま持ち出されなかった家財の多くは、管理不能、汚損などによって毀損されたと認められるが、他方、本件事故発生後に家財の一部を持ち出して利用したと述べる原告も一定程度いるから、本件事故によって、本件事故発生当時に原告らが所有していた家財の全てが毀損されたものと認めることはできない。

（3） そうすると、本件事故によって毀損された家財の損害賠償額について、原告らが指摘する「表V-1世帯の家財所有額 算出結果総括表」を直接用いて相当な損害額を認定することはできず、家財の多くが経年・使用によってかなりの程度減価していたこと、一般家財以外の高額家財（一品当たりの購入金額が30万円（消費税相当額を含む）以上の家財）を除外する必要があること、本件事故発生後に持ち出されて利用された家財があることなどの事情を考慮する必要があるといえる。

3 小括

（1） このように検討を進めると、前記2（3）の事情を踏まえ、原告らが指摘する「表V-1世帯の家財所有額 算出結果総括表」を参考にしても、本件事故による家財に係る財産損害についての相当な損害額が別紙6「原告基本情報等」「第3表」の「財物損害・家財・一般家財」・「被告主張額」欄記載の金額を超えると認めるに足りるまでの主張立証はないものというべきである。

なお、原告らが避難先で新たに生活を始めるに当たり、各種の家財を購入する必要があるとしても、被告は、「避難費用」として避難先で購入したテレビ、冷蔵庫、ソファ、マットレス等に係る賠償に応じていること（弁論の全趣旨）に照らすと、少なくともその限りで本件事故に係る損害賠償を要する範囲にある損害の賠償は実施されているものと認めることができる。

（2） そして、被告は、各原告に対し、各原告に係る家財について、別紙6「原告基本情報等」「第3表」の「既払金・家財・一般家財」・「被告主張額」欄記載の金額を弁済しているから、家財に係る損害額から弁済額を控除した残額は、別紙3「認容額等目録」の「家財（既払金控除後）」欄記載の金額となる。

第4節 故郷（ふるさと）喪失・変容慰謝料及び避難慰謝料

第1款 総論

1 原告ら全員に共通する損害の賠償請求の性質・内容

原告らは、慰謝料として、（1）故郷喪失・変容慰謝料及び（2）避難慰謝料を請求しているが、これらは、本件事故によって原告ら各自が被った被害につき、それぞれの固有の権利として損害賠償の請求をしているものであるから、本来であれば、原告ら各自について、それぞれの慰謝料に係る被害の発生とその内容が確定されなければならない。

しかしながら、原告らが（1）故郷喪失・変容慰謝料及び（2）避難慰謝料として請求し、その発生原因として主張するところは、原告らは、それぞれ様々な被害を受けているものの、本件訴訟においては、原告ら各自が受けた個別的・具体的被害の全部について賠償を求めるのではなく、それらの被害のうち原告ら全員に共通する被害、すなわち、一定限度までの地域社会の喪失・変容による被害及び避難に伴う生活阻害並びにこれらに伴う有形、無形の損害及び精神的苦痛について、各自につきその限度で（1）故郷喪失・変容慰謝料及び（2）避難慰謝料という形でその賠償を求めているものと解される。

もとより、上記のような被害といえども、原告ら各自によってその内容及び程度が異なり得るものではあるが、本件事故に係る影響の広範性や持続性等という特殊性に照らすと、住み慣れた地域における平穏な生活の享受が妨げられたという点では同様であって、これに伴う精神的損害の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在し得るのであり、このような観点から、同一と認められる性質及び程度の被害を原告ら全員に共通する損害として捉えて、各自について一律にその賠償を求めることも許されると解すべきである（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁、最高裁平成4年（オ）第1179号、第1181号同6年1月20日第一小法廷判決・訟務月報41巻4号532頁参照）。

2 慰謝料額の認定方法

そして、慰謝料額の認定は裁判所の裁量に属する事実認定の問題であるが（最高裁昭和35年（オ）第241号同38年3月26日第三小法廷判決・裁判集民事65号241頁、最高裁平成元年（オ）第1667号同6年2月22日第三小法廷判決・民集48巻2号441頁参照）、一般に、不法行為法においては、不法行為に至る経過を含めた加害者による行為態様等とこれにより被害者に生じた被害結果等（場合によっては被害者の行為態様等）の諸事情を総合的に考慮して慰謝料の額を認定すべきものであると考えることができる。

3 小括

したがって、本件では、認定事実に係る作為・不作為を含めた被告の行為態様や本件事故に至る経緯、原告らに生じた被害の状況等、本件訴訟に現れている諸事情を総合的に考慮して慰謝料の額を認定することになるが、以下では、まず、被害者である原告らについて生じた被害結果等について検討した後、加害者である被告の行為態様等について検討することにする。

第2款 原告らに生じた被害結果等について

1 故郷喪失・変容慰謝料及び避難慰謝料の要素と内容

（1） 原告らは、故郷喪失慰謝料の要素として、（1）地域生活の破壊、（2）職業生活の喪失、（3）自宅・家族生活の破壊、（4）地域の自然との関わりを享受する故郷の破壊、（5）精神的なよりどころとしての故郷の破壊を、故郷変容慰謝料の要素として、（6）被ばくの不安、（7）生活行動の制限、（8）復旧に多大な努力（又は生活上多大な不便）と苦痛を強いられることを挙げ、また、避難慰謝料の要素として、（a）避難所の劣悪な環境、仮設住宅等の不十分な構造・設備・立地、親類宅での遠慮とストレス（避難先住居での生活の限界）、（b）先行きの展望のなさ、情報不足、避難先地域住民とのコミュニケーションの困難（見知らぬ土地での生活上の不安）、（c）避難行動の際における放射線被ばくによる健康不安やこれによって自らや同郷者に対する故なき社会的差別がされることへの不安（被ばくによる不安・差別）、（d）失業、生きがいのない無為な生活（仕事や生きがいの喪失）、（e）家族と別々の避難、子世代の遠方避難（家族の離散）、（f）被害者同士等のあつれきを挙げている。

(2) これに対し、被告は、原告らが主張する「故郷喪失による精神的苦痛」と「避難に伴う精神的苦痛」の具体的内容及び構成要素は、その大部分が重複しており、上記〈2〉と同〈d〉は直接対応し、同〈1〉〈3〉〈4〉〈5〉と同〈a〉〈b〉〈e〉は総合的に対応していると主張するところ、この点について、原告らは、故郷喪失・変容慰謝料に係る損害の内容は、「避難前」に享受していた「元の故郷における生活」の喪失、すなわち、地域生活利益や居住生活利益などの地域社会が果たしていた様々な機能や、自然の恵み、地域の文化や生活様式などが破壊され、喪失したことによる有形、無形の損害とそれによる精神的苦痛であり、他方、避難慰謝料に係る精神的損害の内容は、「避難先」における「著しい生活阻害」がもたらすストレスと精神的苦痛であるとして、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の要素や内容は、重複するものではないなどと反論する。

(3) そこで検討するに、原告らは、以上のとおり、故郷喪失・変容慰謝料を「避難前に享受していた故郷における生活が破壊され、その生活を喪失したこと」による有形、無形の損害と精神的苦痛に対する賠償と捉え、他方、避難慰謝料を「避難先における著しい日常生活阻害」による精神的苦痛に対する賠償と捉えているが、故郷喪失・変容慰謝料につき「避難前の故郷における生活の破壊・喪失」の有無や程度を判断するに当たっては、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較する必要があるし、また、避難慰謝料につき「避難先における著しい生活阻害」の有無や程度を判断するに当たっても、避難前の生活状況と避難後の生活状況を比較する必要があるものと解される。

これについて、例えば、原告らは、故郷喪失慰謝料の要素として、〈3〉自宅・家族生活の破壊を挙げているが、避難前の生活の破壊の有無や程度を判断するためには、避難前の自宅における家族との生活状況のみならず、原告らが避難後に家族と別居しているのかなどといった避難後の生活状況をも併せて考慮する必要がある。他方、原告らは、避難慰謝料の要素として、〈a〉避難所の劣悪な環境、仮設住宅等の不十分な構造、設備・立地、親類宅での遠慮とストレスを挙げ、原告らの多くは、本人尋問において、仮設住宅や借上げ住宅における生活につき、慣れない集合住宅での生活を強いられ、隣室などの生活音に悩まされた旨述べているが、仮設住宅や借上げ住宅における生活阻害の有無や程度を判断するためには、避難後の仮設住宅等における生活状況のみならず、原告らの多くが避難前は広い一軒家に居住していたという避難前の生活状況をも考慮する必要がある。

また、原告らは、故郷喪失慰謝料の要素として、〈3〉職業生活の破壊を挙げ、その内容について、地域社会において長年の努力を積み重ねて構築した仕事の喪失であると説明するが、同様に、職業生活の破壊の有無や程度を判断するためには、避難前の仕事の状況のみならず、避難後の仕事の状況をも考慮する必要がある。他方、原告らは、避難慰謝料の要素として、

(d) 仕事や生きがいの喪失を挙げ、その内容について、毎日の無為の生活がもたらす疎外感、喪失感であると説明するが、同様に、仕事や生きがいの喪失の有無や程度を判断するためには、避難後の仕事等の状況のみならず、避難前の仕事等の状況をも考慮する必要がある。

以上のとおり、「避難前の故郷における生活の破壊・喪失」による精神的損害や「避難先における著しい日常生活の阻害」による精神的損害を適正に評価するためには、いずれの精神的損害についても、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較して総合的に考慮する必要があるとあり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複しているものというべきである。そして、実際、原告らの本件事故発生前後の生活状況は、別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」の〈避難生活に伴う精神的損害を基礎付ける事実〉欄及び〈故郷喪失による精神的損害を基礎付ける事実〉欄記載のとおりであるところ、これらを対照すると、上記のとおり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情が相互に密接に関連し合い、一部は重複していることが、より明らかであるともいえる。

したがって、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とが全く別の慰謝料であるとして別々に評価し、それぞれについて慰謝料の額を認定した上で、それを積算することは不可能であるか、少なくとも極めて困難であり、性質上、適当であるともいえない。

(4) また、原告らは、故郷喪失・変容慰謝料及び避難慰謝料について、総体としての被害を、各原告に共通するものとしてくり出し、定型的・包括的に評価することがふさわしいと主張し、その上で、故郷喪失・変容慰謝料の要素として上記〈1〉ないし〈8〉の要素を、避難慰謝料の要素として上記〈a〉ないし〈f〉の要素を挙げ、しかも、原告ごとに個別の事情の差異を挙げる事が可能であるとしても、本件における包括一律請求における慰謝料の評価には原則として影響を及ぼさないと解すべきであると主張している。

このような原告らの請求や主張に照らすと、原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素（評価根拠事実、あるいは場合によっては評価障害事実）を包括的・総合的に評価して、地域社会の喪失・変容及び避難に伴う生活阻害の有無や程度を判断し、それらによる無形の損害及び精神的苦痛についての慰謝料額を認定する限り、被害者の保護に欠けることはないはずであるから、故郷喪失・変容慰謝料の額と避難慰謝料の額とを別々に認定した上で、それを積算する実際上の必要性もないものというべきである。

(5) これに対し、原告らは、〈1〉故郷喪失慰謝料については、避難前の居住地域において享受していた「元の故郷における生活」の価値や利益が奪われ、それを喪失したという事実状態が損害事実であり、他方、避難慰謝料については、避難先において「著しい日常生活阻害」が生じているという事実状態が損害事実であって、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料は別個の損害である、〈2〉このように、1個の事故・紛争によって複数の別異の損害が生じている以上、それらを適正に評価するためには、それぞれの事実状態・損害事実をあるがままに把握して、それぞれの損害評価をする必要がある、〈3〉本件においては包括一律請求という請求方式を採用しているが、この請求方式においては、個別の損害事実を具体的に・網羅的に主張立証しないので、損害の評価が不当に低くなりがちであり、このような包括一律請求の欠陥を補うためには、少なくとも損害事実として異なる損害を区別し、個別の損害事実ごとに適正な金額算定をすることが必要であると主張している。

しかしながら、既に述べたとおり、「避難前の故郷における生活の破壊・喪失」の有無や程度、「避難先における著しい日常生活の阻害」の有無や程度を判断するためには、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較する必要があるとあり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複している。

したがって、本件訴訟における慰謝料の額を適正に評価するためには、故郷喪失・変容慰謝料の額と避難慰謝料の額を別々に認定した上で、それを積算するのではなく、原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価して、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定するのが相当であり、両者の認定方法による慰謝料額は、手法の違いはあれど、理念的には等価であるというべきであるから、このような意味合いで、原告らの上記主張は採用することができない。

(6) 以上によれば、故郷喪失・変容慰謝料の額と避難慰謝料の額を別々に認定した上で、それを積算するのではなく、原告らが故郷喪失・変容慰謝料の要素として挙げる〈1〉ないし〈8〉の事情と、避難慰謝料の要素として挙げる〈a)ないし〈f)の事情を包括的・総合的に評価することとし、原告らの本件事故発生前の生活状況と本件事故発生後の生活状況とを比較し、地域社会の喪失・変容及び避難に伴う生活阻害の有無や程度を判断して、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定すべきである。

(7) もっとも、原告らに共通する部分の慰謝料に関する判断をするに当たり、原告らの本件事故発生前後の生活状況を個別に見れば、別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」の〈避難生活に伴う精神的損害を基礎付ける事実〉欄及び〈故郷喪失による精神的損害を基礎付ける事実〉欄記載のとおり、それぞれの生き方や信条、心身の状態、年齢、境遇、社会的立場、人間関係等を背景にして、かつ、具体的な避難等の様子を前提にして多種多様な状況であることに照らすと、原告らに生じた被害の実態について、これを故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とに区分してそれぞれの額を積算することの是非はともかくとしても、原告らが指摘する各要素を分類して考慮することは、その被害の実態を分析し、把握するための視点として有意義である。

したがって、後記2及び3では、原告らの分類に従って故郷喪失・変容慰謝料の諸要素に係る事情と避難慰謝料の諸要素に係る事情とを検討していくことにする。

2 故郷喪失・変容慰謝料の諸要素に係る事情

認定事実並びに証拠（甲A102、甲A103、甲A146、甲A267、甲A284、別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」のそれぞれの原告ら分の末尾記載の証拠、証人g bの証言、各検証の結果）及び弁論の全趣旨を総合すれば、原告らが故郷喪失・変容慰謝料の要素として主張する〈1〉ないし〈8〉の事情に関し、以下の事実が認められる。

(1) 〈1〉地域生活の破壊

本件事故発生前は、原告らが居住していた地域において、住民の多くは、互いに顔見知りで、親戚も多く住んでおり、田畑で収穫した米や野菜、山林で採取したきのこ、たけのこ、山菜、川や海で獲れた魚などを「お裾分け」し合ったり、道端や自宅で話をしたり、農作業や冠婚葬祭について協力し合ったりしていたほか、子育てや介護、仕事や趣味などを通じて、緊密な人間関係が形成されていた。しかし、本件事故により地域住民が集団的に避難したことで、このような緊密な人間関係は失われてしまった。また、避難指示が解除された地域においても、帰還した住民が少なく、特に若い世代が帰還していないために、従前のように、互いに助け合ったり、協力し合ったりする緊密な人間関係は回復していない旨述べる原告らは多い。さらに、避難指示が解除された地域において、多数の除染作業員が居住するなどして地域社会の構成員が大きく入れ替わってしまったことにつき、不安を述べる原告らも少なくない。

また、本件事故発生前は、各地域において、町内会（行政区）、清掃活動、PTA、消防団、農道や農業用水路の管理などの活動があったほか、伝統的な祭り、スポーツ大会、文化祭、音楽祭、芋煮会、バーベキュー会など各種の行事が催されており、これらの活動や行事を通じて、緊密な人間関係が形成されていたが、本件事故により地域住民が集団的に避難したことで、これらの活動や行事は中断された。また、避難指示が解除された地域において、再開された活動や行事もあるが、かつての規模やにぎわいと同様であるというわけではなく、再開されていない活動や行事も多い。

(2) 〈2〉職業生活の喪失

本件事故発生前に避難指示区域で自営業を営んでいた原告らの中には、住民の避難によって、顧客などの事業基盤を失い、事業の再建を断念した者が少なくない。

また、本件事故発生前に避難指示区域に勤務先があった原告らの中には、解雇されたり、転職を余儀なくされたりした者が多く、また、避難指示区域の外に勤務先のあった原告らの中にも、避難先からは通勤できずに退職せざるを得なかったり、勤務先が本件事故の影響によって経営不振となった結果、解雇されたりした者が少なくない。

さらに、本件事故発生前に避難指示区域で農業を営んでいた原告らの中には、農地がフレコンバッグの仮置場になっていること、本件事故により放出された放射性物質で農地が汚染されたこと、除染によって表土が入れ替えられてしまったこと、帰還した住民が少ないために田植え、収穫の協力や農水路、農地などの維持・管理ができないことから、農業を継続することを断念した者も少なくない。

(3) 〈3〉自宅・家族生活の破壊

原告らの多くは、本件事故発生当時、避難指示区域に在る自宅で家族と一緒に生活し、また、親子が別居していた場合でも、極めて近接した場所にそれぞれの自宅があり、一緒に食事をし、祖父母が孫の面倒を見るなど、緊密な家族関係があったが、本件事故により、避難を余儀なくされ、その結果、長期間にわたって、そのような住み慣れた自宅における家族との生活を失うこととなった。

また、原告らが避難している間に、自宅の庭は、雑草が生い茂り、本件事故発生前に育てていた花や植木などが枯れたり、伸び放題となったりして、荒れ果ててしまい、また、いわゆるペットや家畜を含め、飼育し、愛着のあった動物と別離することとなった原告らも少なくない（なお、被告は、別紙6「原告基本情報等」「第2表」又は「第3表」の各備考欄記載のとおり、例えば、原告番号5-1に係る原告につき「ペット喪失慰謝料」が、原告番号7-1に係る原告につき「ペットとの離別に関する精神的損害」が発生することをそれぞれ認めており、その他の原告らについても個別に同一又は類似の慰謝料が発生することを認めている。）。

自宅の建物は、本件地震により損傷した屋根や壁などから雨漏りが継続し、それを放置せざるを得なかったため、カビが繁殖して汚損し、壁や床が腐食するなどして、傷みが進行し、建物内にネズミ、ハクビシンなどの動物が侵入して、家財をかじったり、建物内に糞尿をして悪臭が充満したりして、居住できない状態となってしまう、さらには、窃盗犯が建物内に侵入して、建物内が荒らされ、家財が盗まれることもまれであるとはいえなかった。

このような状況にあって、原告らの多くは、一時帰宅した際に、家族との思い出が詰まった自宅が荒れ果ててしまった様子を見て、深い喪失感や絶望感を抱いている。

(4) 〈4〉地域の自然との関わりを享受する故郷の破壊

原告らの多くは、本件事故発生前は、山、川、海、野原、田畑などの自然の景観や季節の移り変わりを楽しみ、山では山歩きや山登りをしたり、きのこ、たけのこ、山菜などを採取したりし、家庭菜園では野菜など栽培し、庭で花や植木を育て、川では水遊びや魚釣りをし、海では海水浴や魚釣りをし、野原や田畑では子供が虫捕りをするなどして、豊かな自然を享受していた。

しかし、本件事故発生後、田畑が手入れをされずに荒れ果てたり、除染作業に伴ってフレコンバッグの仮置場になったりして、地域の景観が大きく変わった。また、避難指示が解除された地域においても、安心して食べることができない、喜んで食べてもらえないといった理由で、家庭菜園で野菜などを栽培する原告らは少なくなり、また、被ばくへの不安から、山登りやきのこ、たけのこ、山菜の採取、川での釣りや水遊びや海での海水浴、釣り、野原や田畑での虫捕りなどは、ほとんど行われなくなった。

(5) 〈5〉精神的なよりどころとしての故郷の破壊

原告らの多くは、本件事故発生時に居住していた地域で生まれ育ち、先祖代々、その地域に居住してきた旨述べる原告らも少なくなく、また、そのような原告と結婚し、その配偶者として他の地域から転居してくるなどした原告も、そこで家族を形成して暮らしてきたところ、これらの原告らにとって、当該地域は故郷として精神的なよりどころとなっていたといえる。

しかし、避難指示によって地域住民が集団的に避難したために、建物や田畑が手入れされないまま荒れ放題となり、地域の様々な場所に、除染作業員の宿舎が多数建築され、放射性廃棄物が入ったフレコンバッグが山積みされ、避難指示が解除された地域においても、帰還した住民が少なく、特に若い世代が帰還していないことなどから、原告らの故郷であった地域の様子は大きく様変わりし、原告らの多くは、精神的なよりどころを失ったと訴えている。

(6) 〈6〉被ばくの不安及び〈7〉生活行動の制限

ア 避難指示が解除された地域においては、除染が行われているが、山林については、ほとんど行われておらず、宅地についても、除染後でも放射線量が十分に下がっていないと述べる原告らもおり、除染の効果が疑問を持ち、被ばくによる健康被害、特に子供の健康に対する影響について、不安を抱えている原告らは少なくない。

また、避難指示が解除された地域に帰還した原告らの中には、被ばくへの不安から、水道水を飲まないようにしたり、フレコンバッグ等の仮置場の周辺に近づかないようにしたり、子供に対し、川で釣りや川遊びをしたり、野原で遊んだり、泥遊びをしたりしないように注意するなどしている者も少なくない。

イ 一方、認定事実（第5款3）によれば、現在の科学的知見等においては、100mSv以下の被ばく線量について、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しく、100mSv以下の被ばく線量の健康に対する影響については、科学的に十分に解明されていないこと、積算量100mSvを長期間にわたり継続的に被ばくした場合には、短期間で被ばくした場合に比較して、健康に対する影響が小さいことがそれぞれ認められる。

また、認定事実（第5款1）によれば、国際放射線防護委員会（ICRP）は、LNTモデル（年間100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に基づくモデル）に基づく勧告をしているものの、これは、低線量放射線被ばくによる健康に対する影響が不確実であり、上記モデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的、疫学的知見がすぐには得られそうにないことを踏まえ、放射線防護の立場から、低線量放射線被ばくのリスクの管理に当たり、慎重な対応を採るための根拠を提供することを目的としているものと解されるのであって、このような勧告がされていることをもって、年間100mSv以下の被ばくが健康に影響を及ぼすことが科学的に裏付けられていると認めることまではできない。

なお、仮に、LNTモデルを採用したとしても、認定事実（第5款3（7））によれば、年間20mSvの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスク（喫煙は1000mSv～2000mSv、肥満は200mSv～500mSv、野菜不足や受動喫煙は100mSv～200mSvの被ばくによる健康リスクと同等）と比べて、高いものではないと認められる。

ウ 他方、100mSv以下の被ばくによって、健康リスクがないということも科学的に裏付けられているとはいえないから、自宅付近の放射線量などの具体的事情によっては、被ばくへの不安やそれに伴う生活行動の制限について合理性があるというべき場合もあり得る。

(7) 〈8〉復旧に多大な努力（又は生活上多大な不便）と苦痛を強いられること

避難指示区域や緊急時避難準備区域の指定が解除された地域においては、それぞれの地域によって程度は相当異なるものの、鉄道の運行が再開されていない区間があるだけでなく、食料品店、金融機関、理髪店、クリーニング店など生活に必要な店舗や、医療施設や福祉施設等の諸施設が再開されていないことが多く、帰還した原告らは、不便な生活を余儀なくされている。このような状況は、次第に改善される方向にあると考えられるものの、今後も、相当程度の長期間にわたって、継続するものと認められる。

3 避難慰謝料の諸要素に係る事情

認定事実並びに証拠（甲A546、別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」のそれぞれの原告ら分の末尾記載の証拠、各検証の結果）及び弁論の全趣旨を総合すれば、原告らが避難慰謝料の要素として主張する〈a〉ないし〈f〉の事情に関し、以下の事実が認められる。

(1) 〈a〉避難所の劣悪な環境、仮設住宅等の不十分な構造・設備・立地、親類宅での遠慮とストレス（避難先住居での生活の限界）

原告らの多くは、本件事故について十分な情報を得ることができず、不確実な情報を頼りに、着の身着のまま突如として避難することを余儀なくされた。そして、学校の体育館、公民館などの公共施設に設けられた避難所にたどりついて、受入れ可能な人数を超えていたり、避難区域が段階的に拡大されたりして、他の避難所に向けて移動せざるを得なかった原告らも少なくなかった。

原告らの多くは、避難開始後しばらくの間、学校の体育館、公民館などの公共施設に設けられた避難所に寝泊りしたり、親戚宅、知人宅などを転々としたりして、避難生活をした。避難所には、多くの避難者が寝泊まりしていたが、暖房が十分でなく、ダンボールなどを敷いた冷たく固い床の上に毛布一枚で寝ることを余儀なくされ、寒さや背中等の痛みのために満足に眠ることができなかつたり、また、家族の空間ごとの仕切りなどがなく、プライバシーが確保されなかつたり、温かい食事を食べることができず、トイレ、入浴等が満足にできなかつたり、さらに、避難者間でトラブルが発生するなど、過酷な状態での避難生活を余儀なくされた。また、親族宅、知人宅に避難した場合でも、十分な広さがない部屋で多人数が生活しなければならなかつたり、親戚や知人への気兼ねから肩身の狭い思いで避難生活をせざるを得なかつたりして、ストレスの多い避難生活を余儀なくされ、このため短期間で他の避難場所に移らざるを得なかつた原告らも少なくなかつた。

その後、原告らの多くは、仮設住宅や借上げ住宅に入居したが、いずれも従前の住居よりは相当程度狭小であることが多く、特に、仮設住宅は、長期間居住することを前提としていない簡易な構造であるため、断熱性が十分でなく、夏は暑く、冬

は寒いという問題があったほか、結露による湿気やカビ、ほこり、害虫、ネズミなどが発生し、さらに、防音性も十分でなく、原告らは、隣室の住人が出す生活音に悩まされ、逆に、自らやその家族が大きな音を出さないように気を遣って生活せざるを得なかった。また、借上げ住宅においても、狭さや断熱性の問題、湿気、カビ、害虫、ネズミの発生、防音性や老朽化の問題に悩まされた原告らは少なくない。

(2) (b) 先行きの展望のなさ、情報不足、避難先地域住民とのコミュニケーションの困難（見知らぬ土地での生活上の不安）

避難をした原告らは、住み慣れた地域から離れ、見知らぬ土地で生活を始めなければならず、人や自動車の多さ、慣れていない交通機関の利用などに困惑した旨述べる原告らは少なくない。

そして、原告らの多くは、賠償は適切にされるのか、避難指示はいつ解除されるのか、避難指示が解除された場合に帰還することはできるのか、家族と一緒に住むことはできるのかなど、先行きが見えない状況の中で、避難生活を続けざるを得なかった。

また、原告らの多くは、避難前の地域において、緊密な人間関係を築いていたが、避難先では、周囲に知人がほとんどいない上、地域住民との近所付き合いも余りなく、疎外感や孤独感を感じている旨述べる原告らも少なくない。さらには、避難者への差別や嫌がらせを恐れて、新たに知人ができて避難者であることを明かさずそのまま交際を続けるなど、肩身の狭い生活を強いられる旨述べる原告らは少なくない。

(3) (c) 避難行動の際における放射線被ばくによる健康不安やこれによって自らや同郷者に対する故なき社会的差別がされることへの不安（被ばくによる不安・差別）

本件事故によって、放射性物質が広範囲にわたって放出されたが、原告らの中には、情報不足のために、避難が遅れたり、一旦自宅に戻ったり、より放射線量の高い地域に避難してしまったりした者もいた。

また、原告らの多くは、避難する過程で被ばくしたことについて、健康不安を抱いており、子供を被ばくさせてしまったのではないかと不安を抱いている原告らも少なくない。

さらに、被ばくに対する偏見から、避難先でいわれない差別的な取扱いを受けたり、子供が転校先の学校でいじめを受けたりしたと述べる原告らは多く、また、将来、自分自身や子供が結婚する際に支障が生じるのではないかと心配する原告らも少なくない。

(4) (d) 失業、生きがいのない無為な生活（仕事や生きがいの喪失）

原告らの中には、本件事故によって仕事を失い、避難先においても年齢等の理由で仕事を見付けることができず、さらには、趣味を楽しむこともできなくなるなどして、生きがいのない無為の生活を送っていると訴える者も少なくない。

(5) (e) 家族と別々の避難、子世代の遠方避難（家族の離散）

避難前、家族と同居していた原告らは多く、三世代が同居している原告らも少なくなかったが、避難先では、住居の狭さ、勤務先への通勤の負担、被ばくに対する考え方の違いなどから、家族との別居を余儀なくされた原告らは少なくない。このように別居を余儀なくされた原告らは、家族と面会するために多大な時間と労力を強いられており、また、家族が一同に会することができない事態も生じている。

また、避難前は、親世代と子世代の家族が近隣に住居を構えて密接に交流していたが、避難先においては、別々の地域において生活することを余儀なくされ、孫や子供と触れ合う機会が奪われた旨述べる原告らは少なくない。

(6) (f) 避難者同士等のあつれき

同じ避難者同士であっても、福島第一原発から20km圏内か否かといった避難指示区域の違いから、被告からの賠償額に差異が生じることになり、避難者同士の間にもあつれきが生じたと指摘する原告らも少なくない。

また、避難先において同居している家族においても、仮設住宅等の狭い空間で暮らすことで家族間の従前の距離感が崩れ、また、避難生活によるストレスや、被ばく、避難、帰還、賠償などに関する考え方の相違などから、様々なあつれきが生じることも少なくない。

さらに、多くの原告らは、避難先の住民から、多額の賠償金をもらっているなどと嫌味を言われたり、嫌がらせを受けたりした旨述べている。

(7) 避難終了時期

なお、原告らは、従前の住所地に帰還した原告らや新たな住居を購入して移住した原告らについても、避難は終了していないと主張しているところ、これに対し、被告は、従前の住所地に帰還した原告らや新たな住居を購入して移住した原告らについて、避難は終了したと主張している。

そこで検討するに、原告らは、避難慰謝料の要素として、(a) 避難先住居での生活の限界、(b) 見知らぬ土地での生活上の不安、(c) 被ばくによる不安・差別、(d) 仕事や生きがいの喪失、(e) 家族の離散、(f) 被害者同士等のあつれきを挙げているところ、早期に帰還や移住をした原告らについては、上記の避難慰謝料の要素の少なくとも一部が欠けるか、そうでなくとも程度に差異が生じることになると考えることができる。

もっとも、他方において、帰還した原告らの多くは、被ばくによる不安を抱き、不便な生活を余儀なくされており、また、移住した原告らの多くは、住み慣れた地域や住居における生活を断念したことで、新たな無形の損害や精神的苦痛を被ったと見ることができる。

前述のとおり、原告らは、本件訴訟において、原告ら各自が受けた具体的被害のうち、原告ら全員に共通する被害について、各自につきその限度で故郷喪失・変容慰謝料及び避難慰謝料という形でその賠償を求めているものと解されるところ、上記のとおり、避難を継続している原告らの被害と、帰還や移住をした原告らの被害とは、それぞれ、その内容を異にするものの、住み慣れた地域における平穏な生活の享受が妨げられたという点では同様であって、これに伴う無形の損害や精神的苦痛の性質及び程度において共通する部分があると見ることは不可能ではない。

以上の見地から、本件訴訟においては、帰還や移住の有無や時期にかかわらず、避難を継続している原告らと帰還や移住をした原告らとの間で共通する被害につき、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定することとし、この意味合いで、避難終了の有無や時期を問わないものとする。

第3款 被告の行為態様等について

1 検討の参考資料等

(1) 本件では、被告が原賠法3条1項に基づく無過失責任を負うことに争いはなく、本判決もこのことを前提として